【規程番号　行法Ⅸ－004】

行吉学園教育・研究助成費規程

（目的）

第１条　この規程は、学校法人行吉学園（以下「学園」という。）の専任教員の教育研究活動を助成し教育・研究の振興を図ることを目的とする。

（対象）

第２条　教育・研究助成費の交付を受けるものは、学園における専任の教授、准教授、助教、講師、認定助手とする。

（要件）

第３条　教育・研究助成費の要件は、次に該当するものとする。

（1）１件 50 万円を超える施設設備費及び備品等の購入に係る費用

私立大学研究設備等整備費及び私立大学院教育研究装置の補助金申請に伴う学園負担費用を含む。

（2）学部、学科を越える共同研究に係る費用

（3）特定の研究テーマによる個人研究助成に係る費用

（4）出版助成に係る費用

別に定める行吉学園出版助成費規程による。

（5）海外の国際会議又は学会で研究発表するための出張に係る費用

別に定める行吉学園海外出張規程による。

（6）機器備品等の保守管理及び修繕に係る費用

１件10万円を超える費用

（7）建学の精神を具現化するため、大学全体・短大全体・学部・学科において教育内容・教育方法を改善する取り組みに係る費用

（8）ＧＰ等共同研究費等、外部資金獲得のための調査・準備に係る費用

（9）国際的なシンポジウム、セミナー、研究会等の主催に係る原則 1 件 50 万円以内の費用

（申請）

第４条　教育・研究助成費の交付を受けようとする者は、前年度の指定期日までに所定の様式に従い申請するものとする。

２　学長は提出された申請書を、別に定める行吉学園教育・研究助成費に関する内規に基づき審査し、理事長に申請する。

３　理事長は申請に基づき予算額を決定し、学長を通じて申請者に通知する。

（図書・備品）

第５条　教育・研究助成費により購入した図書及び機器備品等は、すべて学園に帰属し、学園の管理下に置くものとする。

但し、学園の専任教員として在職中は、各自がこれを専用することができる。

２　教育・研究助成費に私費を加算して図書及び機器備品等を購入することはできない。

3　教員が退職するときは、教育・研究助成費により購入した図書及び備品等を学園に返却しなければならない。

（予算の繰越）

第６条　教育・研究助成費の年度末における予算残高は、翌年度に繰り越すことはできない。

（報告）

第７条　第３条（1）、（2）、（3）及び（7）の教育・研究助成費の交付を受けた者は、その成果を所定の様式に従い当該年度末までに学長に報告し、1 年以内に公表しなければならない。

（規程の改廃）

第８条　この規程の改廃は、予め学長の意見を聴き、理事長が常任理事会の議を経て行うものとする。

附　則

1　この規程は、平成 18 年 10 月 11 日から施行する。

2　神戸女子大学研究助成費規程（平成 10 年 4 月 1 日施行）は、廃止する。

附　則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。